

# 宇都宮市立姿川第二小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和7年4月1日)

## はじめに

本校では、目指す児童像の一つ「思いやりがあり、友達と仲良く助け合う子ども」の具現化を目指してより良い人間関係の醸成に取り組むとともに、「いじめはどの児童にもあらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

平成29年10月に、市が「宇都宮市いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校としてもいじめ防止対策を充実させる必要があることから、本校の基本方針を改訂した。

なお、平成29年度以降は、児童の実態や学校教育活動の変化に伴って、毎年本校の基本方針は改訂している。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ基本方針を参照し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

## 1 いじめの防止等のための基本理念等について

### （1）基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- いじめの起こりうる背景について分析し、いじめの加害者や傍観者を出さないような教育実践に取り組んでいきます。

### （2）いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

## ① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

## ② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。

## ③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上で毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

## ④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

## ⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。
- ・ スクールカウンセラー（地域学校園SC）との連携を図り、児童の状況観察に基づく適切な指導支援の方針の構築を図っていく。

## 2 学校におけるいじめ防止等の取組について

### (1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込みます、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、いじめ等対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長及び児童指導主任に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応に

あたる。

① いじめ等対策委員会

[構成員]

- ・ 全職員及びスクールカウンセラーをもって構成する。特に校長が必要と認めた場合は、保護者、PTA関係、地域協議会委員、関係機関等を加える。

[取組内容]

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
  - ・ 校内研修会の企画・立案
  - ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
  - ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
  - ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
  - ・ 指導計画の実施状況の把握と改善
- など

② 校内研修

- ・ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・ Q-U検査の実施と分析と学級経営への活かし方についての研修を実施する。
- ・ 児童のより良い人間関係づくりに関する手立てについての研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。

また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したりしながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開したり、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知したりする。

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・ あいさつ運動の実施（毎月1日）
- ・ あいさつポスターの掲示
- ・ いじめ防止標語の募集（5月）と校内掲示（児童会）
- ・ いじめ防止ポスターの募集（5月）と校内掲示（児童会）
- ・ 中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（3月）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施

- ・ いじめゼロに関する講話（5月）（児童指導主任）
- ・ いじめゼロ標語の作成及び学年便りへの掲載（5・10月）
- ・ いじめアンケートの実施（5・10月）
- ・ いじめゼロリボンシールの着用（5・10月）

- ・ 人権標語の募集と校内掲示（11月）（福祉委員会）
- ・ 教育相談の実施 （6・11月）
- ・ 職員研修 「いじめに関する校内支援」（5月）

#### ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- 道徳科の授業において、いじめの内容を扱った資料により他人を思いやったり自分の弱さに気付いたりできるような指導に取り組む。
  - 1年「はしのうえのおおかみ」 〈いじめゼロ〉
  - 2年「森のともだち」 〈いじめゼロ〉
  - 3年「しようたの手紙」 〈いじめゼロ〉
  - 4年「生きることのしあわせ」 〈いじめゼロ〉
  - 5年「転校生がやってきた」 〈いじめゼロ〉
  - 6年「ばかじょん」 〈いじめゼロ〉
- ・ 人権ショートアクティビティーを定期的かつ継続的に行い、よりよい人間関係づくりに取り組む。
- ・ 縦割り班活動によりリーダーとフォロワーの育成を図り、よりよい集団作りに取り組む。
- ・ 潤いある学校環境の整備に取り組む。（掲示計画 BGM：休み時間・図書室）
- ・ あいさつの励行や「さん」づけの呼び方を徹底し、さらに敬語等丁寧な言葉遣いの実践に取り組む。
- ・ チャイム着席など規律ある生活習慣の育成に取り組む。

#### エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・ 言葉によるいじめが多く見られ、未然防止を図る必要があることから、道徳科の授業や学級活動などにおいて、児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるような、議論などを行う機会や場の設定をする。
- ・ 自分たちの問題を主体的に考えるようにするため児童会活動の充実を図る。（9月）
- ・ 学級における日常的な称賛活動を行う。

#### オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

##### ○『スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言』の推進

- ・ スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど、「スマホ・ケータイ宮っ子ルール共同宣言 ver2」に基づく取組の積極的な推進を図る。

##### ○『決まりや規範意識の醸成』

- ・ 低学年：約束や決まりを守ったり、人のものや公共のものを大切にしたりする。
- 1年「えんそくをたのしもう」【学級活動】・「正直で素直な心」【情報モラル】
- 2年「図書館の決まり」【学級活動】「たった一つの大切な命」【道徳 情報モラル】
- ・ 中学年：約束や決まりの必要なわけを知り、約束や社会のルールを大切にする。
- 3年「雨の日の過ごし方を考えよう」【学級活動】  
「社会のきまりを守る」【道徳 情報モラル】 「総合ABC」【総合】
- 4年「案内係になろう」【国語】「考えて」【道徳 情報モラル】  
「福祉ってなあに」【総合】

##### ○『個人の尊厳とモラル意識の向上』

- ・ 高学年：思いやりの心を育むとともに、他者の存在を意識して情報の取り扱いを行う。

5年「情報化した社会と産業の発展」【社会科】 「情報と私たちの生活」【学級活動】

「インターネットで気を付けることは」【道徳 情報モラル】

6年「星野くんの二墨打」【道徳 規範意識】 「よく考えて」 【道徳 情報モラル】

「携帯電話」【学級活動 情報モラル】

○『情報モラソフト「安心安全情報モラル」の活用』

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・ 取り組みチェックシートによる点検を行う。
- ・ 職員会議等における教職員の情報交換により、児童の抱えている悩みやトラブル等を共有化し、関係改善やトラブル防止に向けた具体的な対策について検討する。
- ・ 学習と生活のアンケートの分析を行い、児童の意識の変容を探ることをとおして今後の課題を見出していく。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ、児童個々の特性が関係するいじめ、東日本大震災被災児童に対するいじめを防止するための、教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と、児童への正しい理解促進のための指導をする。

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに、教職員は児童理解を深め、信頼関係の構築に努める。

ア 児童、保護者への相談窓口等の周知

- ・ 相談ポストの設置や相談担当者の紹介及び関係諸機関の相談窓口の案内について、校内掲示や学校たより・ホームページ・さくら連絡網等で広報していく。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・ 生活面の記録や行事に関わった感想などを記述させ、児童の振り返りに活用する。
- ・ 家庭において児童とともに記事を読んだりコメントを書いたりして、人との関わりや社会との関わりについて考える場を設定していく。

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・ 児童への定期的なアンケート調査（年4回以上）を実施する。
- ・ 6月と11月に教育相談月間を設定し、各学級において全児童との面談を行い児童理解や悩みの把握に努める。
- ・ アンケート調査においては、記名式と無記名式を意図的に織り交ぜるなど、実効性の向上を図る。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・ インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用したり、家庭との連携を図ったりするなど、ネットいじめの早期発見に努める。
- ・ 学校だよりや地域協議会だより等により、家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについて啓発をする。
- ・ いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを、児童へ理解させる

指導を行う。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・ いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめの事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。
- ・ 「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」について職員会議等の場で自己チェックの機会を設ける。
- ・ 職員研修として事例研究会を実施し、マニュアルの事例に照らして児童の状況を分析し、未然防止や早期発見に努めていく。
- ・ 児童の気持ちを受容的態度で接し、児童自ら問題を解決していくような教師の言葉かけができるようにするためのコーチングの研修に取り組んでいく。

カ いじめの認知に対する共通理解の構築

- ・ いじめの認知に関しては、保護者や児童からのいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」などのなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・ 認知したいじめについての加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等についての連携に努める。

③ いじめの対処

いじめ等対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※ 被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録を残す。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及びその保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

※ なお、被害の重大性から、解決には3か月以上の期間が必要とされる場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解できるようにする。特

に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携を図っていく。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携

#### ④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア P T Aとの連携、家庭への啓発

- ・ いじめ等問題行動の現状や対応について的確な情報提供
- ・ 保護者からの訴えや情報に謙虚に耳を傾け、協力し合って解決に当たる姿勢の構築
- ・ 児童の交友関係の変化や生活の様子で気になることがあった場合の、きめ細やかな情報交換によるいじめの早期発見
- ・ いじめと判断した事案において関係保護者へのいじめの事実関係等の迅速・正確な情報伝達

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼

ウ 関係機関との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

### 3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童の相当の期間（年間30日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときには、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

### 4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取組等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ等対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、P D C Aサイクルを踏まえて取組内容や取組方法を改善する。
- ・ いじめを起こさないための基盤としてQ-U等の調査結果を踏まえ、居心地の良い学級づくりに向けて取り組み、チェックと方策についての改善に常に取り組んでいく。

#### いじめ防止の取組活動計画

4月 校長や児童指導主任が朝会で「いじめは絶対にしてはいけない」ことを全児童に伝える（校長・児童指導主任）

4月 「いじめ防止基本方針」のホームページ掲載・P T A総会で校長の話 （児童指導）

5月 いじめゼロに関する朝会を実施し、いじめの定義やいじめが絶対にゆるされない理由を児童にわかりやすく伝える （児童指導）

5月	「いじめゼロ強調月間」イエローリボンの配付・児童会活動→学校通信掲載	(児童会・児童指導)
5月	「いじめゼロ標語の作成」一学年通信掲載	(道徳の授業)
5月	校内研修「いじめに関する校内研修マニュアル」	(児童指導)
5月	いじめアンケートの実施	(アンケート調査)
5月	「いじめ防止ポスター」作成→学校通信掲載	(パソコンクラブ)
6月	校内掲示	
6月	Q-U検査の実施（学級）	
6月	学校生活アンケートの実施	(アンケート調査)
6月	教育相談の実施	(児童面談)
6月	授業参観で、全ての学年・学級でいじめに係わる題材の道徳の授業を行う。(道徳の授業)	
7月	児童会 いじめ防止の活動の写真	(児童会)
7月	いじめアンケートの実施	(アンケート調査)
7月	個人懇談で学校生活の様子把握と学級の様子を伝え理解を得る。	(保護者面談)
8月	夏休み明け集会 児童指導が「いじめの防止」を訴える。相談ポストの周知	(児童指導)
9月	「いじめゼロ標語の作成」一学年通信掲載	(道徳の授業)
10月	「いじめゼロの児童集会」→保護者参観	(児童会)
10月	「いじめゼロ強調月間」イエローリボンの配付・児童会活動→学校通信掲載	(児童会・児童指導)
10月	終業式または始業式 校長が「いじめのない楽しい学校にしよう」を訴える。	(校長)
10月	いじめアンケート「いやな思い調査」の実施	(アンケート調査)
10月	「いじめ防止集会」活動状況写真→学校通信掲載	(児童会)
10月	いじめ防止標語の募集→学年通信掲載、校内掲示・学級での唱和	(学級)
11月	Q-U検査の実施	(学級)
11月	学校生活アンケートの実施	(アンケート調査)
11月	教育相談の実施	(児童面談)
11月	「学校評価アンケート」	(保護者・学校関係者評価)
1月	「学校評価アンケート結果」分析	(副校長)
2月	授業参観（授業・学習発表会）	(学級の様子)
2月	いじめアンケートの実施	(アンケート調査)
3月	「学校評価アンケート結果」公表	(副校長)
3月	年間の評価	